

第3部 ごみ処理に関する事務の執行及び事業の管理

第1章 大津市ごみ処理事業の概要

[1] 大津市の一般会計歳出の状況

大津市の一般歳出に占める衛生費及び衛生費に含まれる清掃費の割合は平成25年度において、衛生費が10%、うち清掃費(ごみ処理費が含まれる)が5.1%を占め、重要な費目となっている。

平成23年度から平成25年度までの大津市の一般歳出の推移 (単位:千円)

	平成23年度	構成比	平成24年度	構成比	平成25年度	構成比
1. 議会費	757,445	0.7%	653,785	0.6%	650,287	0.6%
2. 総務費	10,297,076	9.9%	9,156,940	8.9%	14,590,662	12.9%
3. 民生費	40,695,131	39.2%	41,356,088	40.3%	43,094,423	38.1%
4. 衛生費	11,638,608	11.2%	10,514,435	10.2%	11,277,309	10.0%
内						
訳						
保険衛生費	5,801,659	5.6%	5,607,039	5.4%	5,544,190	4.9%
清掃費	5,836,949	5.6%	4,907,397	4.8%	5,733,119	5.1%
5. 労働費	88,298	0.1%	94,258	0.1%	88,522	0.1%
6. 農林水産業費	838,061	0.8%	992,787	1.0%	811,733	0.7%
7. 商工費	1,762,808	1.7%	887,304	0.9%	912,707	0.8%
8. 土木費	13,278,769	12.8%	14,058,042	13.7%	14,580,101	12.9%
9. 消防費	3,077,034	3.0%	3,597,797	3.5%	3,456,193	3.1%
10. 教育費	8,958,355	8.6%	8,912,337	8.7%	11,032,055	9.8%
11. 災害復旧費	59,514	0.1%	251,001	0.2%	635,520	0.5%
12. 公債費	12,310,911	11.9%	12,199,871	11.9%	11,863,623	10.5%
合計	103,762,016	100%	102,674,651	100%	112,993,140	100%

[2] 大津市のごみ処理に係る歳入及び歳出

(1) 大津市のごみ処理に係る歳入の推移

(単位:千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
清掃手数料	555,074	565,517	561,739
かん・びん類売却代	63,608	53,079	54,833
紙類売却代	—	—	3,296
合計	618,683	618,597	619,868

(注) 紙類売却代は平成26年1月から新たに開始した、市による紙ごみ収集による売却収入である。

(2) 大津市の清掃費に係わる歳出の推移

清掃費の推移は次のとおりである。

[清掃費の歳出推移]

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
清掃総務費	830,605	324,456	344,744
産業廃棄物対策費	233,272	258,162	302,634
ごみ減量推進費	169,321	189,873	179,417
じん芥処理費	1,650,408	1,351,865	1,830,896
じん芥焼却場費	1,667,676	1,998,647	2,143,211
不燃物処分費	240,426	365,008	522,045
し尿処理費	414,263	419,383	410,168
産業廃棄物処理公社補助金	630,975	—	—
合 計	5,836,949	4,907,396	5,733,119

この中で、ごみ処理に直接関係する科目は「じん芥処理費」、「じん芥焼却場費」及び「不燃物処分費」であり、合計額の推移は次のとおりとなる。

[上記のうちごみ処理費の歳出推移]

(単位：千円)

	決算額			予算額
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
じん芥処理費	1,650,408	1,351,865	1,830,896	2,337,658
じん芥焼却場費	1,667,676	1,998,647	2,143,211	2,403,225
不燃物処分費	240,426	365,008	522,045	2,053,638
合 計	3,558,511	3,715,521	4,496,154	6,794,521

平成 25 年度に、環境美化センターで操業が停止になり、その影響でごみが大津市外で処理されたため、平成 25 年度は前年度に対して増加している。

また、平成 26 年度予算額は、平成 26 年度市外搬出が継続していること、修繕費用が発生していること、収集方法が変更されたことなどにより、平成 25 年度に比べて大幅に歳出増加が予定されている。不燃物処分費の平成 26 年度予算額は大田廃棄物最終処分場（第 2 期）整備事業の工事代金 12.5 億円他工事代金が含まれている。

(3) ごみ処理費の費目別内訳

ごみ処理費を費目別にみると、最も大きな割合を占めるのが委託料であり平成 25 年度において約 55%を占めている。これは、ごみ処理業務の大きな部分を占める一般廃棄物収集運搬業務と中間処理施設の運營業務を委託しているためである。

次に大きな費目は、工事請負費であり、施設の改修工事などが含まれ、電気代などの需用費、人件費と続く。

[ごみ処理費費目別内訳]

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1	報酬	47,443	54,762	48,910
2	給料	141,043	135,853	125,598
3	職員手当等	100,083	96,644	89,987
4	共済費	54,328	53,056	48,725
7	賃金	2,100	2,109	4,714
8	報償費	1,952	2,344	2,173
9	旅費	141	194	111
11	需用費	449,763	516,647	549,888
12	役務費	75,150	106,176	112,624
13	委託料	2,173,092	1,964,851	2,454,482
14	使用料及び賃借料	54,012	37,559	60,120
15	工事請負費	366,971	587,665	874,117
16	原材料費	2,204	1,826	1,785
17	公有財産購入費	2,335	15,248	7,897
18	備品購入費	1,793	4,216	3,445
19	負担金、補助及び交付金	69,257	120,021	96,910
22	補償・補填及び賠償金	14,560	14,374	12,860
23	償還金、利子及び割引料	514	—	—
27	公課費	1,762	1,966	1,800
	合計	3,558,511	3,715,521	4,496,154

(4) じん芥処理費の内訳及び推移

清掃費のうち、じん芥処理費の内訳及び推移は次表のとおりである。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
人件費	302,830	294,580	274,704
じん芥収集経費	25,075	26,494	23,927
じん芥収集車取得経費	7,419	7,347	8,436
じん芥収集業務委託事業費	976,014	984,490	1,025,074
廃棄物適正処理処分事業費	262,523	11,286	470,234
再資源化施設管理運営費	59,127	—	—
廃棄物収集情報管理システム事業費	17,419	27,665	28,518
合計	1,650,408	1,351,865	1,830,896

(注) 1. 平成 25 年度の廃棄物適正処理処分事業費 470,234 千円のうち 442,015 千円は環境美化センターの焼却炉の運転停止期間である 11 月から 3 月までの 5 か月間に、市外の焼却施設に処理を委託したことに係る経費である (p 177 で検討)。

2. 平成 23 年度の廃棄物適正処理処分事業費 262,523 千円のうち 247,745 千円及び再資源化施設管理運営費 59,127 千円は大津市産業廃棄物処理公社への委託料であるが、大津市産業廃棄物処理公社が平成 23 年 11 月末に解散し、同公社の施設を大津市が引き継ぎ、大津

クリーンセンター及び大津クリーンセンター最終処分場として、市独自に処分を行っているため、処分に係る費用は、じん芥焼却場費の中で計上されている。

(5) じん芥焼却場費の内訳及び推移

清掃費のうち、じん芥焼却場費の内訳及び推移は次表のとおりである。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
人件費	29,793	35,749	30,917
環境美化センターじん芥焼却経費	428,636	438,848	410,368
環境美化センターその他管理運営費	4,140	4,678	3,426
環境美化センター補修工事費	207,229	245,559	294,984
北部クリーンセンターじん芥焼却経費	447,331	445,151	504,303
北部クリーンセンターその他管理運営費	198,008	184,945	188,042
北部クリーンセンター補修工事費	150,626	179,434	226,092
大津クリーンセンターじん芥破碎焼却経費	59,392	254,008	273,926
大津クリーンセンター施設整備工事費	—	92,962	128,100
地区環境整備事業費	50,963	108,211	80,714
南部クリーンセンター整備事業費	89,404	7,143	—
環境交流館管理運営事業費（人件費除く）	2,150	1,954	2,336
合 計	1,667,676	1,998,647	2,143,211

(注) 大津クリーンセンターじん芥破碎焼却経費及び大津クリーンセンター施設整備工事費は平成 23 年 12 月以降大津市産業廃棄物処理公社から大津市が業務を引き継いだことにより費用が発生しているものである。

(6) 不燃物処分費の内訳及び推移

清掃費のうち、不燃物処分費の内訳及び推移は次表のとおりである。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
人件費	14,327	14,441	14,477
南部不燃物処分地管理費	31,403	34,926	30,174
大田廃棄物最終処分場管理費	61,680	56,742	54,436
大田廃棄物最終処分場施設整備事業費	2,294	47,590	8,561
北部廃棄物最終処分場管理費	61,085	56,864	53,533
北部廃棄物最終処分場施設整備事業費	—	3,643	67,676
大津クリーンセンター中町淀町最終処分場管理費	22,487	91,853	115,819
地区環境整備事業費	47,147	58,946	57,363
最終処分場整備事業費	—	—	120,002
合 計	240,426	365,008	522,045

(注) 平成 25 年度は、北部廃棄物最終処分場の増設第 2 期工事を行った。また最終処分場整備事業費は、大田廃棄物最終処分場の第 2 期工事を行ったものである。

(7) 一人当たりごみ処理経費の推移は以下のとおりである。

年度・人口	費用等項目	収集・運搬経費	処分経費	合計
平成 23 年 340,339 人	経費 (千円)	1,207,544	2,156,603	3,364,147
	回収資源売却益 (千円)	—	87,943	87,943
	処理量 (t)	69,715	104,273	—
	1 t 当たり経費 (円)	17,321	19,839	—
	1 人当たり経費 (円)	3,548	6,078	9,626
平成 24 年 341,489 人	経費 (千円)	1,203,591	2,336,090	3,539,682
	回収資源売却益 (千円)	—	61,596	61,596
	処理量 (t)	69,190	103,872	—
	1 t 当たり経費 (円)	17,395	21,897	—
	1 人当たり経費 (円)	3,525	6,661	10,186
平成 25 年 342,343 人	経費 (千円)	1,646,887	2,270,065	3,916,952
	回収資源売却益 (千円)	—	57,037	57,037
	処理量 (t)	68,281	90,433	—
	1 t 当たり経費 (円)	24,119	24,471	—
	1 人当たり経費 (円)	4,811	6,464	11,275

(注) 平成 25 年度の収集・運搬経費には環境美化センターの事故による焼却炉停止に伴う市外搬出に係る収集運搬費及び処分費 4.3 億円を含む。

なお、「1 人当たりごみ処理経費」は天津市の廃棄物減量推進課によって作成されたものである。

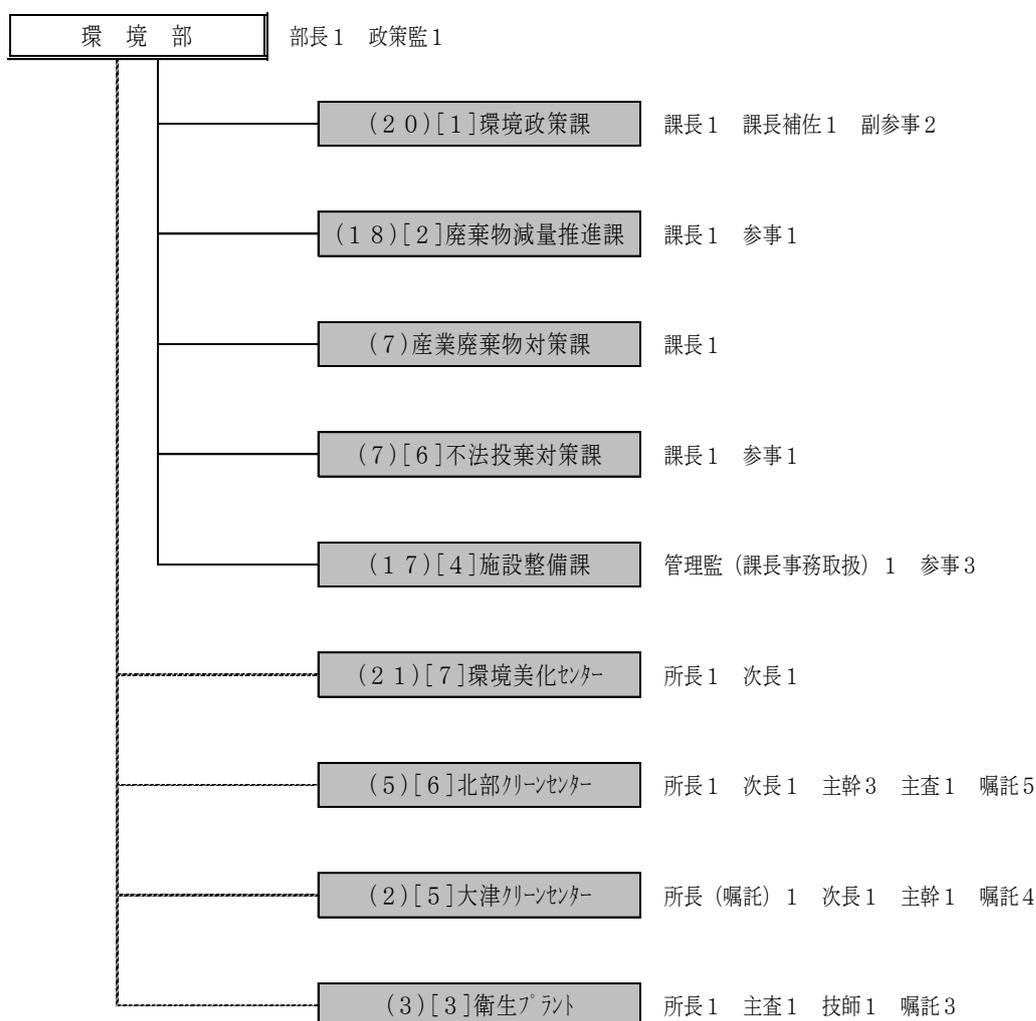
ごみ処理経費の内訳は以下のとおりである。

各経費内訳	収集・運搬経費	処分経費
人件費	・環境美化センター収集職員人件費 (直営収集)	・各処理施設職員人件費
委託料	・家庭ごみ収集運搬業務委託料 ・散在性ごみ回収業務委託料 など	・各施設処理業務に係る委託料 (焼却、破碎、再資源化、埋立) ・刈草剪定枝再利用業務 ・廃乾電池処理業務 ・最終処分場覆土整地業務 など

各経費内訳	収集・運搬経費	処分経費
物件費	市が保有するじん芥車に係る ・リース代 ・燃料代 ・修繕費用 など	各施設運転業務に係る ・光熱水費 ・修繕費 ・補修費 など

[3] 組織

平成 25 年度の環境部の組織図は次表のとおりである。職員 103 名、嘱託職員 33 名、合計 136 名となっている。下表（ ）は職員数を〔 〕は嘱託職員数を表している。



ごみ処理に関する主管部署は、廃棄物減量推進課であり、中間処理および最終処分を担当しているのは環境美化センター、北部クリーンセンター、大津クリーンセンターであるが両者は並列的な関係にある。

[4] 大津市の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

1. 概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号 以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項に「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」と規定されていることから、大津市は、「一般廃棄物処理計画」（以下「処理計画」という。）を定め、その運用は廃棄物の処理及び再生利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成 6 年条例第 17 号。以下「美化条例」という。）に基づいて実施されている。

処理計画は、目標年次を 10～15 年先とし、5 年ごとに見直しをするものとされており、①ごみの発生量の見込み、②ごみの排出の抑制のための施策、③ごみの分別、④ごみの適正処理、⑤ごみ処理施設の整備などの事項について定めるものである。

大津市では、平成 23 年 3 月に「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 大津～HEART プラン」（以下「基本計画」という。）として、平成 32 年度までを目標とした計画を策定したが、環境保全や財政面から更なる減量施策が必要となった。

そのため、本基本計画に定めた事項のうち、減量施策について具体的な手法とその実施に伴うごみの分別及び適正処理を検証し、更なる減量のための新たな施策を加えた「大津市ごみ減量実施プラン」（以下「減量実施プラン」という。）を平成 25 年 9 月に定め、減量・資源化に対する将来的なガイドラインとして、市民、事業者への徹底した啓発を実施し、取り組んでいくことで効果的な廃棄物の安定処理を目指している。

廃棄物に係る法体系は図 1、大津市における一般廃棄物処理基本計画の位置付けは図 2 のとおりである。

図1 廃棄物に係る法体系

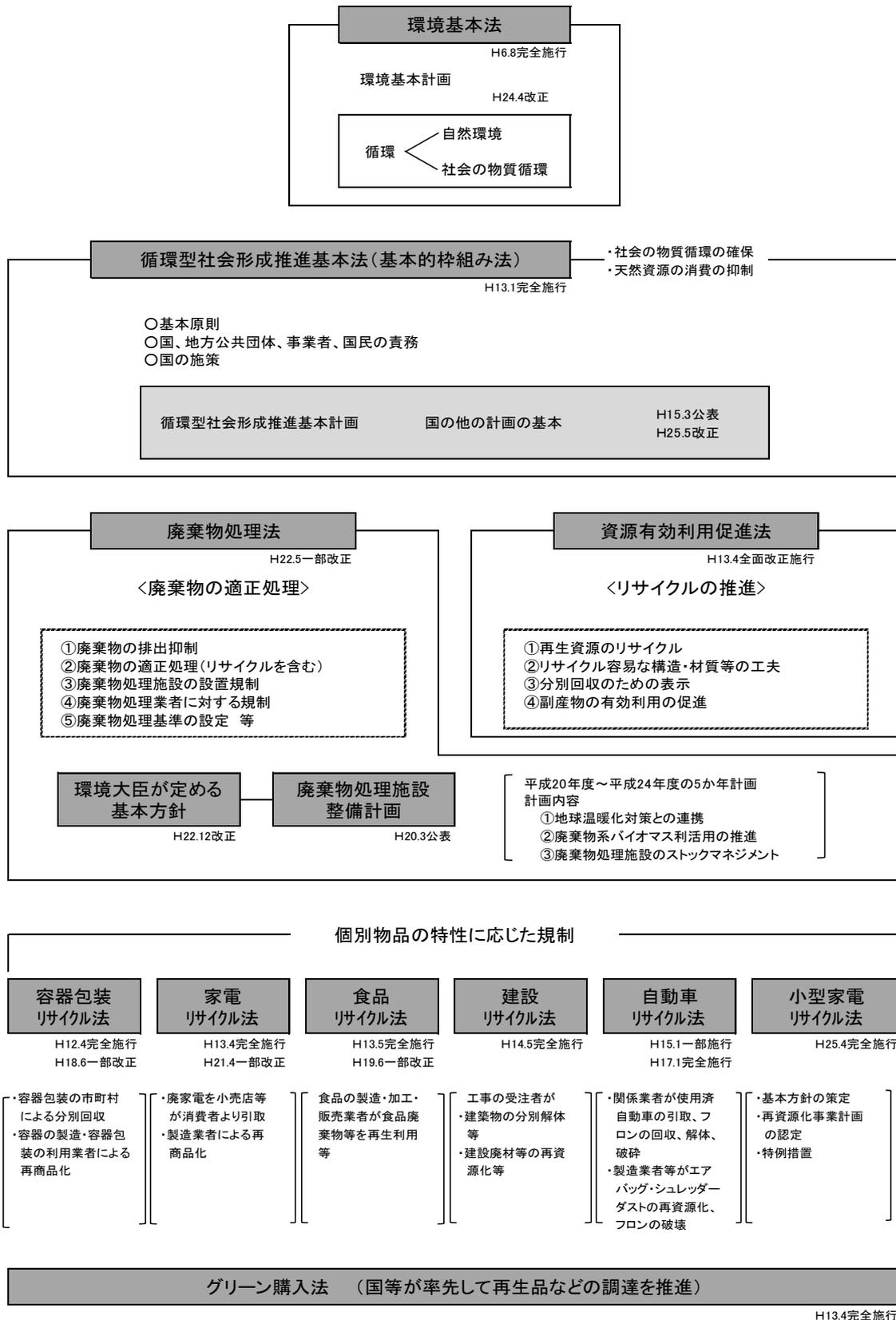
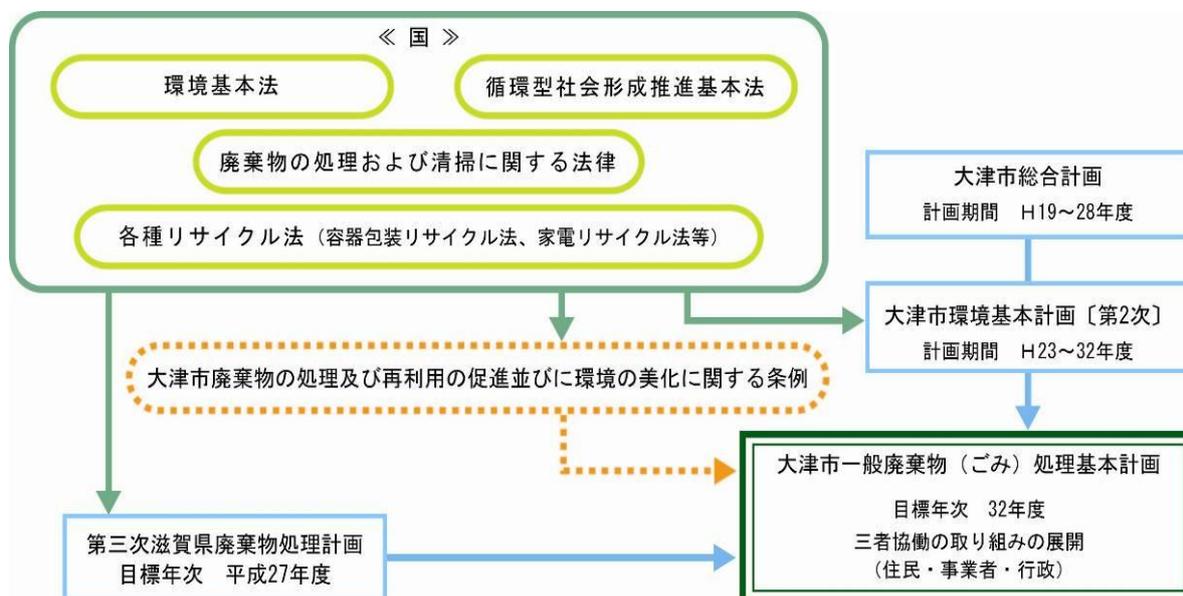


図2 大津市における一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の位置付け



(1) 基本方針

大津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画では、基本理念として資源循環と環境への負荷低減を目指した「心ある行動」の実践を掲げ、基本方針として3項目を定めている。

- ①ごみに対して徹底した「心ある行動」の実践（発生段階での対策）
- ②更に充実した資源循環の仕組みの構築（排出段階での対策）
- ③資源循環・低環境負荷型ごみ処理の実践（収集運搬・処理処分段階での対策）

(2) 減量目標

平成23年3月に策定した基本計画では、平成19年度に比して家庭系及び事業系ごみの排出量を平成32年度までに20%削減することとしているが、平成25年9月の「減量実施プラン」において、より早めに減量を進めるため、基本計画を前倒しして、平成28年度までに平成24年度実績より11,297t減量することを目標値として設定している。これは基本計画の推計値では平成31年度と平成32年度の中間の排出量である。

[5] 大津市のごみ処理施設

(1) 中間処理施設の概要

① 焼却処理施設の概要

施設名	環境美化センター	北部クリーンセンター	大津クリーンセンター
所在地	大津市膳所 上別保町 785-1	大津市伊香立 北在地町 272	大津市大石中 六丁目 5-1
敷地面積(施設用地)	10,500㎡	13,600㎡	12,000㎡
炉形式	全連続燃焼式 流動床炉	全連続燃焼式 ストーカ炉	連続燃焼式 ストーカ炉
規模	180t/日 24時間 (90t/日×2炉)	170t/日 24時間 (85t/日×2炉)	75t/日24時間 (1炉)
竣工	昭和63年3月	平成元年3月	昭和58年11月
稼働年数 (平成26年3月現在)	26年0か月	25年0か月	30年4か月

大津市には平成 25 年度には焼却施設が 3 施設あった。焼却施設の耐用年数は概ね 20 年から 25 年程度と言われているが、いずれの施設も 25 年を経過し、老朽化してきている。このうち、大津クリーンセンターは、地元との協定の操業期限が到来し、平成 26 年 3 月をもって焼却施設を稼働停止、廃止したため、平成 26 年度以降は、2 施設体制となっている。また、環境美化センターにおいて、平成 25 年 8 月に基準値を超えるダイオキシン類が、同じく 11 月にばいじんが排ガス測定によって検出されたことにより、焼却炉の補修工事を行い、平成 25 年 11 月から平成 26 年 6 月まで稼働を停止した。このため、大津市は処理しきれないごみについて、平成 25 年 11 月から平成 26 年 6 月まで、約 7.7 億円（平成 25 年度 4.3 億円）をかけて市外施設で処理をした。

② 破碎処理施設の概要

施設名	北部クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	大津クリーンセンター 破碎設備
所在地	大津市伊香立北在地町272	大津市大石中六丁目5-1
敷地面積	焼却施設用地に併設	焼却施設用地に併設
処理方式	横型衝撃せん段式	横軸高速回転式
破碎能力	45t/5h	25t/5h
処理対象物	大型ごみ、かん、びん	大型ごみ
竣工	平成3年1月	昭和58年11月
稼働年数 (平成26年3月現在)	23年2か月	29年4か月

③ 資源化施設

施設名	北部クリーンセンター		大津クリーンセンター 再資源化施設
	ペットボトル資源化施設	プラスチック 容器資源化施設	
所在地	大津市伊香立北在地町272		大津市大石中六丁目5-1
敷地面積	粗大ごみ処理施設 に増設	焼却施設用地 に併設	焼却施設用地に併設
規模等	0.6t/5h 0.7t/5h (増設)	10t/5h	かん類 9t/5h びん類 12t/5h ペットボトル 2.5t/5h
処理対象物	ペットボトル	プラスチック容器	かん、びん、 ペットボトル
竣工	平成10年3月 (15年1月増設)	平成19年1月	昭和61年3月
稼働年数 (平成26年3月現在)	16年0か月	7年2か月	28年0か月

プラスチック容器資源化施設以外の破碎処理施設及び資源化施設は、焼却施設に併設されている。粗大ごみ施設も稼働開始から20年以上経過し、老朽化してきていること、焼却施設に併設されていると業務の流れ上、メリットがあること等から、現在計画の中の新焼却施設建設時に、粗大ごみ施設及び再資源化施設も同時に建設する計画である。なお、プラスチック容器資源化施設は、建物が別棟であること、比較的新しいことから当分建替える予定はない。

(2) 最終処分場の概要

施設名	大田廃棄物最終 処分場 (第1期)	北部廃棄物最終 処分場 (増設2期)	大津クリーンセンター廃棄物 最終処分場
所在地	大津市大石曾根東町 字大田1092	大津市小野地先	大津市大石淀三丁目 17-22
埋立面積	19,200㎡	14,600㎡	49,000㎡
埋立容量	225,600㎡	171,000㎡	340,300㎡
処理対象物	焼却残さ、破碎施設・資源化施設からの不燃残さ、直接埋立対象物		
汚水処理	130㎡/日 (接触ばっ気 生物処理+高度処理)	50㎡/日 (接触ばっ気 生物処理+高度処理)	380㎡/日 (接触ばっ気 生物処理+高度処理)
竣工	平成6年8月	平成13年4月	平成6年8月
平成23年度末埋立 実績量 (埋立率)	195,311㎡(87%)	110,802㎡(65%)	318,160㎡(93%)

(注) 大津クリーンセンター廃棄物最終処分場は主に産業廃棄物の最終処分場であった。

大津市は最終処分については、上記 3 処分場のほか、大阪湾フェニックス計画に基づき、大阪湾広域臨海環境整備センターにおいて埋立処分を行っている。

大津クリーンセンター廃棄物最終処分場は平成 26 年 3 月に埋立が終了しており、他の 2 処分場もごみ処理基本計画目標年度（平成 32 年度）までに埋立完了予定である。また、大阪湾フェニックス計画（第 2 期）については、平成 39 年度までの計画となっており、その後の計画（第 3 期）については、現時点では白紙であることから、ごみの減量化や直接埋立量の削減により既存最終処分場の延命化に努めるとともに、新たな処分容量の確保が必要である。

南部地域については、大田廃棄物最終処分場（第 2 期）整備事業が平成 27 年度中には完成予定で、北部地域についても、今後、建設候補地の絞り込みを行い、北部廃棄物最終処分場の次期計画を策定予定である。

[6] 大津市のごみ処理体制

大津市のごみ処理体制は以下の項目のとおりである。大津市では、ごみ処理体制や、ごみの減量についての取組みが行われ、平成 25 年度と平成 26 年度では変更されている事項がいくつかある。

(1) 平成 25 年度の収集体制一覧

① 家庭系ごみ

処理施設に持ち込む場合は 50kg まで無料、それを超えると 10kg 毎に 50 円（消費税別）の処理手数料を徴収。集積所に出した場合は料金を徴収していない。

分別区分	収集区分	収集回数	排出方法	回収方法	処理施設
燃やせるごみ	委託	週2回	指定透明袋	集積所	市焼却施設
燃やせないごみ	委託	月1回	指定透明袋	集積所	市破碎・埋立施設
かん	委託	月2回	指定透明袋	集積所	市資源化施設
びん	委託	月1回	指定透明袋	集積所	市資源化施設
ペットボトル	委託	月2回	指定透明袋	集積所	市資源化施設
プラ製容器包装	委託	月2回	指定透明袋	集積所	市資源化施設
大型ごみ	直営・委託	予約制	単体	戸別	市破碎施設
乾電池	自己搬入	随時	単体	拠点回収	委託業者

大津市は家庭系ごみを排出する際、大津市指定透明ごみ袋を用いて排出することとされている。当該ごみ袋は、大津市の審査に合格した申請者が製造し、当申請者が報告する販売先を通して販売されているものであり、ごみ袋の売却代金は大津市の収入ではない。

平成 26 年 1 月からプラスチック製容器包装の収集を月 2 回から毎週収集に、また新たに紙ごみを月 2 回収集することとした。

さらに、平成 26 年 4 月からは、びんのリサイクル率を上げるため、透明びんと茶色びんをびんの収集日に、それ以外のびんは燃やせないごみの収集日での収集に変更した。持ち込む場合の手数料も 10 k g までごとに 100 円（消費税別）とし、無料部分はなくなった。

② 事業系ごみ

直接持ち込み又は許可業者により施設で処理をする場合は 10 kg 毎に 150 円（消費税別）の処理手数料を徴収。

分別区分	収集区分	収集回数	排出方法	回収方法	処理施設
燃やせるごみ	自己・許可	随時	透明袋	戸別	市焼却施設
それ以外	自己・許可	随時	透明袋・単体	戸別	市破碎・資源化施設

平成 26 年 4 月以降は処理手数料を 10 k g 毎に 180 円（消費税別）とし、産業廃棄物を厳格に事業者自身の責任において処理することに変更した。さらに、平成 25 年度まで受け入れていた、産業廃棄物のうち資源ごみである、かん、びん、ペットボトルは、搬入禁止とした。また、廃プラスチックはもともと産業廃棄物であるが、平成 25 年度は市の施設で処理できていたため併せ産廃として、市が受け入れていたが、平成 26 年度からは搬入禁止とした。

(2) ごみ排出量

大津市のごみ排出量の推移は以下のとおりである。

項 目	単位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
人口	人	340,339	341,489	342,343
ごみ排出量	t/年	103,359	102,975	102,059
家庭系ごみ排出量	t/年	69,745	69,222	67,673
燃やせるごみ	t/年	62,197	61,794	60,325
燃やせないごみ	t/年	1,825	1,744	1,657
資源ごみ	t/年	5,027	4,964	4,907
かん	t/年	715	722	681
びん	t/年	2,308	2,271	2,184
ペットボトル	t/年	698	713	739
プラ製容器包装	t/年	1,306	1,258	1,303
乾電池	t/年	51	50	45
大型ごみ	t/年	645	670	739
事業系ごみ排出量	t/年	33,614	33,753	34,386
燃やせるごみ	t/年	30,273	30,150	30,639
燃やせないごみ	t/年	1,027	953	1,020
資源ごみ	t/年	117	184	116
かん	t/年	36	30	16
びん	t/年	65	140	85
ペットボトル	t/年	16	14	15
大型ごみ	t/年	2,197	2,466	2,611

(注) 事業系ごみのうち、燃やせるごみに含まれていた廃プラスチック（トロ箱等）及び資源ごみ（かん、びん及びペットボトル）は平成 26 年度から搬入禁止となった。

大津市のごみ排出量原単位の推移は以下のとおりである。

項 目	単 位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
人口	人	340,339	341,489	342,343
ごみ排出量	g/人・日	829.8	826.2	816.8
家庭系ごみ排出量	g/人・日	559.9	555.4	541.6
燃やせるごみ	g/人・日	499.3	495.8	482.8
燃やせないごみ	g/人・日	14.7	14.0	13.3
資源ごみ	g/人・日	40.4	39.8	39.3
かん	g/人・日	5.7	5.8	5.4
びん	g/人・日	18.5	18.2	17.5
ペットボトル	g/人・日	5.6	5.7	5.9
プラ製容器包装	g/人・日	10.5	10.1	10.4
乾電池	g/人・日	0.4	0.4	0.4
大型ごみ	g/人・日	5.2	5.4	5.9
事業系ごみ排出量	g/人・日	269.9	270.8	275.2
燃やせるごみ	g/人・日	243.0	241.9	245.2
燃やせないごみ	g/人・日	8.2	7.6	8.2
資源ごみ	g/人・日	0.9	1.5	0.9
かん	g/人・日	0.3	0.2	0.1
びん	g/人・日	0.5	1.1	0.7
ペットボトル	g/人・日	0.1	0.1	0.1
大型ごみ	g/人・日	17.6	19.8	20.9

(注)「原単位」とは、ごみの年間排出量を人口と年間日数で除した数値で、1人1日当たりどれだけのごみを排出するかを表す数値である。

大津市においては、平成 23 年度から平成 25 年度は人口が緩やかな増加傾向が続いているが、家庭系ごみは概ね減少傾向である。一方、事業系ごみは増加傾向となっている。大型ごみは家庭系、事業系とも増加傾向である。

人口が 30 万人から 40 万人の全国 25 市と比較すると、25 市平均が 993g/人・日であるのに対し、大津市の原単位排出量は 930 g/人・日であり、平均より少なくなっている（環境省による一般廃棄物処理実態調査結果の平成 24 年度の数値であり、当数値には集団資源回収による排出量等も含まれているため、上記原単位の表とは数値が異なっている）。

(3) 資源化推進事業

① 再生資源利用促進補助事業

大津市では、古紙等のリサイクルとごみの減量を進めるために「大津市再生資源利用促進事業補助金交付要綱」に基づいて、市内の家庭からでる新聞や雑誌、段ボール、アルミ缶などの「再生資源」を集団資源回収する団体及び指定再生資源回収業者に補助金を交付

している。

補助金の額は、再生資源の回収量の実績に応じ、それぞれ次に掲げる金額とする。

- ア. 再生資源回収団体に対しては、回収した再生資源1キログラムにつき3円
- イ. 再生資源回収団体から古紙等を回収する指定再生資源回収業者に対しては、回収した古紙等1キログラムにつき2円
- ウ. 紙の日運動により回収された古紙等を回収する指定再生資源回収業者に対しては、回収した古紙等1キログラムにつき5円

古紙回収量及び補助金交付額の推移は以下のとおりである。

年	古紙回収量 (t)				補助金 交付額 (千円)
	指定業者経由		指定外業者経由	合 計	
	集団資源回収	「紙の日」	集団資源回収		
平成23年	9,501	983	2,006	12,490	58,436
平成24年	9,165	905	1,904	11,975	56,125
平成25年	8,712	862	1,842	11,416	53,328

(注) 各年1月から12月での集計値。平成26年1月からは大津市が月2回収集を開始したことに伴い、紙の日運動は平成26年6月をもって停止し、上記ウの補助金は廃止となった。

② かん、びん、ペットボトル、プラスチック容器資源回収実績は以下のとおりである。

年度	種類	施設搬入量(t)	資源化量(t)	資源化率
平成22年度	かん	719	619	86.09%
	びん	2,395	透明びん273	24.76%
			有色びん308	
	ペットボトル	748	673	89.95%
プラ容器	1,414	1,301	92.04%	
平成23年度	かん	751	624	83.20%
	びん	2,373	透明びん263	23.86%
			有色びん303	
	ペットボトル	714	636	89.03%
プラ容器	1,306	1,172	89.76%	
平成24年度	かん	752	634	84.30%
	びん	2,411	透明びん284	24.54%
			有色びん307	
	ペットボトル	727	632	87.03%
プラ容器	1,258	1,175	93.40%	

平成25年度	かん	697	610	87.48%
	びん	2,269	透明びん252	23.62%
			有色びん284	
	ペットボトル	754	661	87.71%
	プラ容器	1,303	1,144	87.79%
紙ごみ		653	100.00%	

(注) びんは、手選別作業を行い、透明びんと茶色のびんのみ資源化し、その他のびんは破砕し、埋立処理を行っているため、資源化率が低い。平成 26 年 4 月から、びんの資源化率を向上するため、対象を「透明びん」「茶色びん」とし、色分けして収集している。

③ 生ごみ処理機等活用事業

家庭から生じる生ごみの減量化・堆肥化としての自家処理等の活用を促進するため、生ごみ処理機を購入して活用する者に経費の一部を補助している。平成 25 年度からはコンポスト容器（微生物を用いて堆肥化を促進するもの）購入経費に対する補助を追加した。

年度	交付件数	補助金交付金額
平成 23 年度	50件	966千円
平成24年度	36件	692千円
平成25年度	処理機 46件 コンポスト容器 8件	812千円

[7] ごみ処理の主な課題

大津市はごみ処理の課題として主に以下の点をあげている。

1. 排出抑制

ごみ処理基本計画で掲げられた基本方針のうち、発生段階と排出段階での対策の進捗状況について、実績値から検証すると、ごみ全体量は着実に減少している。しかし、家庭系ごみ量は平成 25 年度において、基本計画における推計値を上回っており、平成 22 年度、平成 23 年度におけるごみ発生量の実績値から推計した平成 32 年度におけるごみ発生量は、将来人口予測の増加の影響もあり、ごみ処理基本計画推計値を若干上回る結果となった。このような状況の中、焼却施設の老朽化や財政面からもさらなるごみ減量を推進していく必要がある。

2. 中間処理施設

大津市の中間処理施設については、稼働後 20 数年以上経過している施設が多い。特に焼却施設は 25 年以上経過している。適切な定期補修等で延命化は図れるものの、経年劣化による処理能力の低下や各施設機能の低下は避けられない状況にある。焼却施設の早期の建て替えが急務である。

また、平成 25 年度途中から環境美化センターの設備不良の影響により、焼却ができない状態になり、平成 26 年度 6 月に一旦修繕工事が完了したが、その後別の部分の不良が見つかり完全に稼働できない状態が今なお続き、中間処理を市外の業者に委託せざるを得ない状態が継続しているので、早期に復旧を完了させる必要がある。